

福島県と東邦銀行との包括連携協定に基づく 合併処理浄化槽への転換促進のための取組について

福島県においては、水環境への負荷が大きい単独処理浄化槽が、浄化槽総設置基数の約57%（平成29年度末現在）を占めており、水環境の保全、向上のため、合併処理浄化槽への転換が大きな課題となっています。

また、「ふくしまの美しい水環境整備構想」に定める福島県の汚水処理人口普及率の目標（平成42年度で概ね100%）を達成するためにも、集合処理区域以外に存する汲み取り便槽や単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に着実に転換していく必要があります。

福島県としては、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換に対し、「補助金制度」（注1）によりその促進を図ってきましたが、この度、東邦銀行のご協力により、福島県と東邦銀行との包括連携協定に基づき、平成27年4月1日以降「補助金制度」を利用して単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽へ転換される方について、東邦銀行住宅ローンの「金利引下げ項目」（注2）の1つに追加されています。

（注1）「補助金制度」の概要については、制度を実施している各市町村へお問合せ下さい。

（注2）東邦銀行で住宅ローンを新規にお借入いただける方で、下記の「金利引下げ項目」のうち2項目以上該当する場合（もしくは同時にお申込みいただける場合）、所定の引下げした金利（注3）を適用させていただきます。

金利引下げ項目	
①三世帯同居・二世帯同居	⑥インターネットでの住宅ローン申込み
②給与振込または年金振込み	⑦お子さまを扶養されている方
③カードローン	⑧エコ住宅
④東邦 Always カード [※] または東邦 Always デビットカード [※]	⑨健康経営に取り組む企業にお勤めの方
⑤公共料金口座振替（1項目以上）	⑩ 合併処理浄化槽へ転換される方

（注3）所定の引下げした金利については、東邦銀行の窓口にお問合わせ下さい。

<本件に関するお問合せ先>			
福島県	生活環境部	一般廃棄物課	TEL024-521-7249
東邦銀行	ローン事業部	ローン推進課	TEL024-523-3175